

## 監理技術者資格者証の申請手続の新設等について

建設業法施行規則（以下、「施行規則」という。）の一部が改正されたこと等により、令和5年7月1日より監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）の申請手続等所要の改正がありますのでお知らせいたします。

### 1. 資格者証の記載事項に変更があった場合の「書換申請」の新設について

資格者証の氏名、住所、所属建設業者名に変更があった場合は、変更を届け出て資格者証の裏面への記載（変更シールの貼付）を受けることが必要ですが、記載事項の変更と交付日から5年間有効な新たな資格者証の交付が同時にできる「書換申請」が新設されるため、以下の表のとおり記載事項に変更があった場合は「変更届出」と「書換申請」のいずれかを選択できるようになります。

記載事項に変更があった場合の手続き		変更届出	書換申請（新設）
提出書類		変更届出書 変更に係る確認書類	交付申請書 交付に係る確認書類
手続内容		既存の資格者証裏面に変更内容の記載又は変更内容を記した変更シールの貼付	資格者証の交付 ・変更箇所を含む申請内容での交付 ・交付日から5年間有効
交付等手数料		不要 (変更シールの場合は簡易書留郵便料が必要)	7,600円
既存の資格者証		継続利用	交付後に返納
手続方法	電子申請	○	×
	郵送	○	○
	支部窓口	○	○
様式のダウンロード		○	※お問い合わせください。

### 2. 資格者証を亡失等した場合の「再発行申請」の新設について

資格者証を亡失、滅失、汚損、若しくは破損した場合は、既存の資格者証の有効期間を引き継ぐ再交付申請を行うことができますが、交付日から5年間有効な新たな資格者証の交付を受けることができる「再発行申請」が新設されるため、以下の表のとおり、資格者証を亡失等した場合には、「再交付申請」と「再発行申請」のいずれかを選択できるようになります。

紛失等があった場合の手続き		再交付申請	再発行申請（新設）
提出書類		再交付申請書	交付申請書と交付に係る確認書類
手続内容		資格者証の交付 ・既存の交付内容での交付 (有効期限を含む)	資格者証の交付 ・申請内容での交付 ・交付日から5年間有効

交付等手数料		7, 600円	7, 600円
手続方法	電子申請	○	×
	郵送	○	○
	支部窓口	○	○
様式のダウンロード	○		※お問い合わせください。

### 3. 資格者証の本籍記載の削除について

資格者証に本籍の記載を行わないこととなります。そのため、本籍に変更があった場合においても変更の届出は不要となります。

また、施行前に交付した資格者証は既に本籍が記載されていますが、本籍が変わった場合であっても変更の届出は不要となります。

### 4. 旧氏（旧姓）併記の確認書類の変更について

資格者証に旧氏（旧姓）を併記する場合の確認書類が、戸籍謄本（抄本）から住民票に変わります。併記を希望する場合は、住民票に旧氏（旧姓）を登録したうえで申請等を行ってください。

なお、既に資格者証に旧氏（旧姓）が併記され、更新等で引き続き併記を希望する場合であっても、住民票で旧氏（旧姓）が確認できない場合は併記ができなくなりますのでご注意ください。

### 5. 実務経験による申請の場合の指定学科要件の緩和について

実務経験による資格者証の申請において、主任技術者要件としている10年の実務経験については、指定学科を卒業していることによって3年又は5年に短縮されますが、以下の表に掲げる技術検定試験の検定種目の合格者（技士補を含む）は、同表に該当する指定学科卒業と同等として扱えるようになります。詳しくは、当センター管理部までお問い合わせください。

技術検定試験の検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

また、以下の表に掲げる対象者についても同表の確認書類により、指定学科卒業と同等として扱えるようになります。

対象者	確認書類
大学から大学院への飛び入学者	施行規則第1条の学科に係る単位について優秀な成績で修得したことを認める大学の証明書等
「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」の学士の学位授与者	学士の学位授与（専攻区分が施行規則第1条の表に掲げる学問であるものに限る）についての「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」の証明書等

## 6. 大臣認定の資格確認方法の変更について

大臣認定によって資格者証の更新の申請をする場合、大臣認定の資格の確認方法は、これまでは「更新された大臣認定書の確認」でしたが、大臣認定書の更新手続の廃止に伴い、当センターによる「資格者証の有効期限までの監理技術者講習の受講の確認」に変わります。

なお、資格者証の有効期限までに監理技術者講習を受講せず大臣認定が失効した場合は、有効期限の翌日（やむを得ない理由がある方はその理由が解消された日）から6か月以内に監理技術者講習を受講することで大臣認定の資格が有効になります。

問合せ先 （一財）建設業技術者センター管理部 電話 03-3514-4711  
ホームページ <https://www.cezaidan.or.jp>